

平成27年度新潟県職員採用試験（短大卒業程度・高校卒業程度）及び新潟県市町村立小中特別支援学校事務職員採用試験の実施について（公告）

次のとおり新潟県職員採用試験（短大卒業程度・高校卒業程度）及び新潟県市町村立小中特別支援学校事務職員採用試験を行う。

平成27年7月3日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

1 試験職種・採用予定人員等

区分	試験職種	採用予定人員	職務内容
短大卒業程度	司書	1人程度	県立学校で、司書業務に従事する。
高校卒業程度	一般事務	2人程度	知事部局、病院局、企業局、教育委員会等の本庁若しくは地域機関又は県立学校等で、予算・経理・庶務や各種施策の企画立案、地域振興、県税の賦課徴収、許認可等の様々な行政事務に従事する。
	警察事務	6人程度	警察本部又は警察署で、警察組織運営等に関する企画立案、会計・庶務、予算執行等の警察事務に従事する。
	総合土木	2人程度	知事部局又は企業局の本庁又は地域機関等で、公共土木施設や農業生産基盤等の整備・維持管理、企画立案等の業務に従事する。
小中特別支援学校事務職員	学校事務職員A	25人程度	新潟市以外の県内市町村立の小学校、中学校又は特別支援学校で、学校運営等に関する総務、学務、財務等の学校事務に従事する。
	学校事務職員B	5人程度	

2 受験資格

(1) 県職員採用試験（短大卒業程度）

平成元年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた人で、活字印刷文による出題に対応できる人のうち、司書の資格取得者又は平成28年3月31日までに資格取得見込みの人

(2) 県職員採用試験（高校卒業程度）

平成6年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人で、活字印刷文による出題に対応できる人

(3) 市町村立小中特別支援学校事務職員採用試験

◎学校事務職員A

平成6年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人で、活字印刷文による出題に対応できる人

◎学校事務職員B

昭和60年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた人で、活字印刷文による出題に対応できる人

(4) 次の事項のいずれかに該当する人は受験できない。

ア 日本の国籍を有しない人（司書を除く。）

イ 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

エ 県職員採用試験（短大卒業程度・高校卒業程度）については、新潟県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

オ 市町村立小中特別支援学校事務職員採用試験については、新潟県教育委員会から懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

カ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 第1次試験

(1) 方法

ア 県職員採用試験（短大卒業程度）

教養試験及び専門試験を短期大学卒業程度で行う。

- イ 県職員採用試験（高校卒業程度。総合土木以外）・市町村立小中特別支援学校事務職員採用試験（A・B共通）

教養試験を高等学校卒業程度で行う。

作文試験を行う。ただし、第2次試験として評価する。

- ウ 県職員採用試験（高校卒業程度。総合土木）

教養試験及び専門試験を高等学校卒業程度で行う。

- ◎ 教養試験は、公務員として必要な一般的な知識及び知能について、筆記試験（択一式）により行う。

(2) 試験日及び試験場

試験日	受付時間	試験場	
		受験地	場所
			所在地
平成27年 9月27日 (日)	午前9時から午前 9時30分 まで	新潟市	新潟大学五十嵐キャンパス人文社会科学系棟
			新潟市西区五十嵐2の町8050番地
		長岡市	県立長岡高等学校
			長岡市学校町3丁目14番1号
		上越市	県立看護大学
			上越市新南町240番地
		佐渡市	県立佐渡高等学校
			佐渡市石田567番地

(3) 合格発表

平成27年10月8日（木）午後1時（予定）に県庁1階の広報展示室前の掲示板及び新潟県職員採用案内ホームページ(<http://www.pref.niigata.lg.jp/jinjii/saiyou2.html>)に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知する。

4 第2次試験

(1) 方法

第1次試験合格者に対し、適性検査及び面接試験を行う。

(2) 試験日及び試験場

平成27年10月20日（火）から11月2日（月）まで（予定）のうち、第1次試験合格通知で指定する日に県庁（新潟市中央区新光町4番地1）において行う。

(3) その他

受験資格の有無、申込書記載事項の真否について調査する。

5 試験の配点及び合格者の決定

最終合格は、第2次試験の結果に基づき決定し、第1次試験の成績は反映されない。

また、第1次試験、第2次試験にはそれぞれ次のとおり一定の基準があり、ひとつでも基準を満たさない場合、他の種目の成績に関わらず原則として不合格となる。

区分	試験	種目	配点※	基準
県職員（短大卒業程度）	第1次試験	教養試験	100点	それぞれ正答率3割5分以上 (基準は目安であり、基準を引き下げる場合がある)
		専門試験	100点	
	第2次試験	面接試験	130点	50点以上
県職員（高校卒業程度） 小中特別支援学校事務 職員（A・B共通）	第1次試験	教養試験（全職種共通）	100点	それぞれ正答率3割5分以上 (基準は目安であり、基準を引き下げる場合がある)
		専門試験（総合土木）	100点	
	第2次試験	作文試験（総合土木以外）	20点	11点以上
		面接試験（全職種共通）	130点	50点以上

※ 教養試験及び専門試験については、粗点（正答数）をそのまま用いるのではなく、当該種目の平均得点及び

標準偏差等を用いて以下の方法で算出した標準点を用いており、受験者の点数は概ね0点～100点に分布する。

◎教養試験及び専門試験の標準点の算出方法

$$\text{標準点} = 15 \times (A - B) \div C + 50$$

A：ある受験者の粗点（正答数）

B：当該種目の平均得点

C：当該種目の標準偏差

6 最終合格者の発表

平成27年11月12日（木）午後1時（予定）に県庁1階の広報展示室前の掲示板及び新潟県職員採用案内ホームページ（<http://www.pref.niigata.lg.jp/jinjii/saiyou2.html>）に合格者の受験番号を掲示するほか、第2次試験受験者に結果を通知する。

7 合格から採用まで

(1) 最終合格者は高点順に任用候補者名簿に登載され、各任命権者からの請求に応じて成績順に推薦され、各試験職種の下員の状況により採用が決定される。ただし、前記2「受験資格」の資格の取得見込みを要件として受験した人については、所定の時期までに資格を取得できなかった場合は採用されない。

なお、市町村立小中特別支援学校事務職員採用試験による採用は、新潟市以外の市町村職員として採用されるものであり、県職員として採用されるものではない。

(2) 採用は原則として平成28年4月1日であるが、欠員の状況により年間を通じ順次行うこともある。

(3) 任用候補者名簿の有効期間は、任用候補者名簿確定後、原則として1年間である。

8 給与

平成27年4月1日現在の新規学校卒業者の初任給（地域手当を含む。）は、司書（短大卒業程度）で161,503円、一般事務、警察事務及び総合土木（高校卒業程度）並びに小中特別支援学校事務職員で147,232円であった。

平成28年度（採用時）は、この額が変更されることもある。

なお、このほか、期末手当、勤勉手当及び状況により扶養手当、通勤手当、住居手当等が支給される。

9 受験手続

(1) 受験申込書の配布等

受験申込書は、人事委員会事務局、地域振興局等で配布するほか、新潟県職員採用案内ホームページ（<http://www.pref.niigata.lg.jp/jinjii/saiyou2.html>）からダウンロードすることができる。

受験申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表にそれぞれの試験の種類に応じ「短大卒程度試験請求」、「高卒程度試験請求」又は「学校事務試験請求」と朱書きし、140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号）を同封の上、郵便番号950-8570 新潟県庁内新潟県人事委員会事務局に請求すること。

(2) 申込みの方法

以下のいずれかの方法によること。

ア 新潟県申請・届出システム（<http://www.pref.niigata.lg.jp/jinjii/saiyou2.html>）から電子申請を行う。（申請にあたっては、新潟県職員採用案内ホームページに掲載してある「電子申請受験申込者ガイド」に従うこと。なお、予期せぬ通信障害や機器停止などによる事故が発生した場合の責任は負いかねる。）

イ 申込書に必要事項を記入し、新潟市中央区新光町4番地1 新潟県庁内新潟県人事委員会事務局に直接持参するか、郵送すること。（郵送する場合は、封筒の表にそれぞれの試験の種類に応じ「短大卒程度試験受験」、「高卒程度試験受験」又は「学校事務試験受験」と朱書きし、必ず書留等確実な方法をとること。なお、普通郵便による郵送で事故が発生した場合の責任は負いかねる。）

(3) 受付期間

- ・持参、郵送、電子申請いずれも平成27年8月6日（木）から8月31日（月）まで受け付ける。
- ・持参の場合、平日の午前8時30分から午後5時15分まで行う。土曜日及び日曜日は閉庁のため行わない。
- ・郵送の場合、8月31日までの消印のあるものに限り受け付ける。
- ・電子申請の場合、8月31日午後5時15分までに正常に到達したものを受け付ける。